

行政ふくしま

2026.1 No.148



うま
情熱の午 (写真提供：副会長 安藤 強)



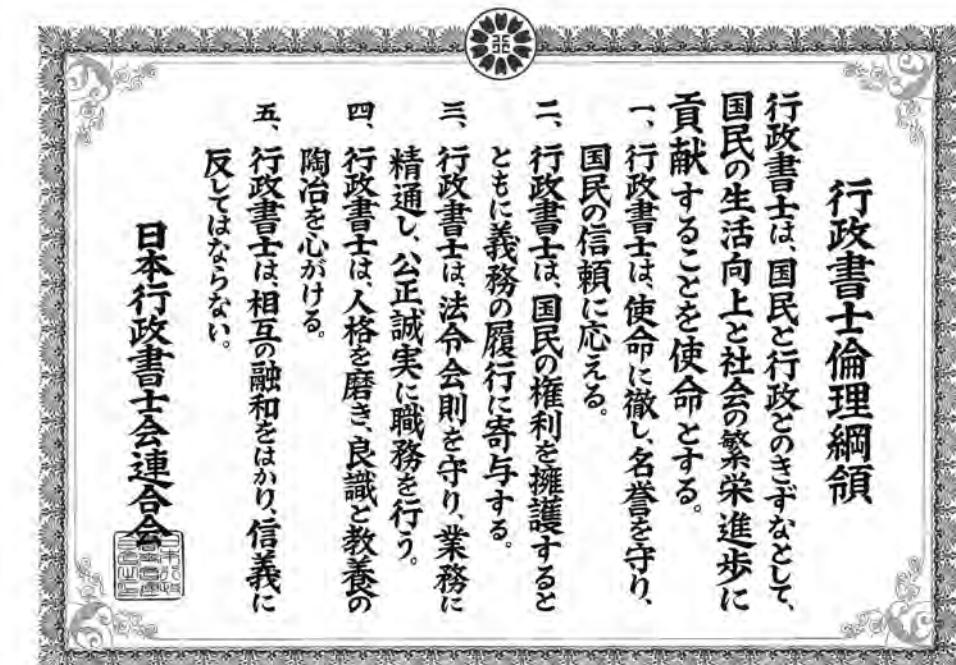
福島県行政書士会

<https://www.fukushima-gyosei.jp/>

- ・新年のあいさつ
- ・特集記事
- ・業務専門委員会 業務情報

目 次

新年のあいさつ	
会長 河原達彦	1
福島県知事 内堀雅雄	2
日行連会長 宮本重則	3
行政書士制度広報・非行政書士排除のための市町村訪問報告	4
10月9日に電話無料相談会を開催しました／	
広報部からのお知らせ	
「女性行政書士による女性のための無料相談会」を開催	5
令和7年度 新入会員研修会報告	6
特集記事	
農地・土地利用委員会、建設・環境委員会、運輸交通委員会	7
市民法務委員会、企業支援委員会、国際業務委員会	8
令和7年度 臨時理事会報告／	
第3回 理事会報告／第4回 理事会報告	9
令和7年度 第2回 支部協議会報告／	
運輸交通委員会委員の補充について／	
令和7年度 行政書士試験報告	10
広報部からのお知らせ 定時総会へ行こう！／	
経理部からのお知らせ 会費改定について	11
会員の動き 新入会員の紹介	12
変更届／退会者／訃報	
会務日誌	13
福島県行政書士会でチラシ、フライヤーを作成しました／	
スマホから研修の申込みができます！！	14
各規則の改正について	15
お知らせ	16
編集後記／写真説明	17



新年のごあいさつ

会長 河原達彦



新年あけましておめでとうございます。令和8年の新春を迎えるにあたり、会員の皆さんに謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

旧年中は本会の事業運営に格別のご理解とご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

昨年は、社会全体が大きな変化の波の中にありました。少子高齢化や人口減少、デジタル社会の進展、地域コミュニティの再構築など、行政の形も、市民のニーズも日々変化しています。

こうした時代において、私たち行政書士が果たすべき役割はますます大きく、令和8年度も多様な分野で「信頼される専門家」としての存在が求められていくと思います。

特に注目すべきは、行政書士法の改正であります。今回の改正は、私たち行政書士の業務範囲や職責を時代に即した形で明確化し、社会的信頼のさらなる向上を目指す大きな一歩となるものです。

法制度の整備は、国民に対して「行政書士に安心して相談できる」環境を提供する基盤であり、同時に私たちにとっては、専門性と倫理性をより一層磨く契機でもあります。法改正を追い風として、私たちは自らの使命を再確認し、社会の期待に応える努力を重ねていかなければなりません。

「信頼」は、行政書士制度の根幹であり、私たちの最大の財産です。市民の皆さんからの信頼、行政機関からの信頼を得られるよう一人ひとりの行政書士が、誠実な対応と確かな知識に基づく業務を積み重ねることが何より大切です。

どんなに制度や法令が変わっても、「信頼」という価値の尊さは決して変わることはないと思います。

ここで一つお伝えしなくてはいけない事がございます。昨年6月の日本行政書士会連合会定時総会において会費の改定が可決されました。また、当会といたしましても昨今の物価高騰や今後の会員数減少を見据えた会費の改定を執行部としては検討しており、次の定時総会にて上程できるよう現在経理部内にて内容を精査しているところでございます。

これにつきましては、事前にすべての会員の皆さんへ丁寧にご説明する必要があると考えております。現時点でお伝えできる内容につきましては、経理部長より別途説明の欄を設けておりますので、ご一読くださいますようお願い申し上げます

会長になり半年、会長就任1期目はその多くが自分の思うようにいかないもので、課題に追われ、あっという間でしたが、令和8年は気持ちと時間に余裕を持ち、健やかで安定した会務運営に努めることを、年始の抱負として掲げたいと存じます。

結びに、本年が皆さんにとりまして健やかで実り多い一年となりますことを祈念し、新年のご挨拶といたします。

共に創る福島の未来

福島県知事 内 堀 雅 雄



謹んで新年の御挨拶を申し上げます。

震災と原発事故から間もなく15年の節目を迎えるとしております。この間、県民の皆様の懸命な御努力と国内外からの温かい御支援により、福島県は着実に復興への歩みを進めてまいりました。

昨年は、全国新酒鑑評会において、「ふくしまの酒」が3年振りに金賞受賞数日本一に返り咲きました。また、東京2025デフリンピックでは、本県ゆかりの選手の皆様がすばらしい活躍をされたほか、本県復興のシンボルであるJヴィレッジで開催されたサッカー競技においては、男女ともに銀メダルを獲得されるなど、明るい話題が続きました。

このような中、避難地域では、特定帰還居住区域において、除染や家屋の解体、インフラ等の整備が進められるとともに、福島国際研究教育機構（F-R-E-I）の施設整備も本格的に始動いたしました。

また、県内への観光客入込数が初めて震災前水準を超え、移住者数も過去最多を記録したほか、震災後、55の国・地域で行われていた県産農林水産物の輸入規制が、台湾の規制撤廃により5つの国・地域にまで減少するなど、これまで続けてきた挑戦の成果が目に見える形となって現れてきています。

一方で、原子力災害に伴う様々な課題を始め、急激に進む人口減少や、度重なる自然災害への対応など、いまだ複雑で困難な課題が山積しており、今後も長く厳しい戦いが続きます。

このため、本県の復興・再生と「福島ならでは」の地方創生の実現に向け、今後も全力で挑戦を続けてまいります。

まず、震災と原発事故からの復興・再生につきましては、令和8年度から第3期復興・創生期間がスタートします。次の5年間は、避難者の帰還等の取組を一層進めなければならない、極めて重要な期間となることから、生活再建や産業・生業の再生、風評の払拭と風化の防止などに取り組むとともに、復興の進捗に伴って生じる新たな課題やニーズにもきめ細かく対応してまいります。

また、地方創生、すなわち人口減少対策につきましては、昨年、「ふくしま共創チーム」を設立いたしました。人口減少を取り巻く課題は多種多様であることから、オールふくしまで共に考え、共に挑戦することにより、持続可能で豊かなふくしまを目指してまいります。

今年は、福島県が誕生して150年、震災と原発事故から15年という本県にとって非常に重要な年です。

この大きな節目の年に開催する、「ふくしまデスティネーションキャンペーン」や「大ゴッホ展」などを通じて、復興が進む「福島の今」と本県の魅力を国内外の多くの方々に「見て」「触れて」「感じて」いただきたいと思います。

今後も、県の総合計画に掲げる取組を一つ一つ着実に前へ進めながら、県民の皆様と共に、挑戦を続けてまいりますので、一層の御支援、御協力をお願い申し上げます。

結びに、福島県行政書士会の今後のますますの御発展をお祈り申し上げ、新年の御挨拶といたします。

令和8年 日本行政書士会連合会 会長 年頭所感



日本行政書士会連合会 会長 宮 本 重 則

令和8年の新春を迎え、謹んで新年の御挨拶を申し上げます。

福島県行政書士会及び会員の皆様におかれましては、平素より本会の事業推進に対して、格別の御高配を賜り誠にありがとうございます。また、日頃から地域住民の皆様並びに自治体の期待に応え、行政書士制度の発展のために御尽力いただいておりますことに対し、重ねて御礼申し上げます。

さて、昨年を振り返りますと、2月の日本海側を中心とした記録的な大雪、7月のトカラ列島近海地震、8月から10月にかけての豪雨や突風、台風被害など、全国各地で自然災害が相次ぎ、多くの方々が被災され、困難な生活を強いられました。これらの災害に際しては、複数の地域で災害救助法が適用され、被災地域の単位会において罹災証明書の取得支援や無料相談会の開催を始めとした復旧・復興活動が展開されるとともに、本会としても被災単位会をバックアップするための各種支援策を実施しました。被災された方々にとって、行政書士による行政手続の支援が果たす役割は大きく、行政書士が現場で培った経験と信頼は、地域における暮らしの安全と再建を支える力として今後ますます重要なことを実感した次第です。

現在、本会では内閣府との連携協定の下、被災自治体を支援する体制を構築するため、「災害復興支援員」の増員及び養成を推進しています。地域に密着した行政書士ならではの専門性と組織力を生かし、住民や自治体に寄り添った支援活動をより一層充実させてまいりますので、引き続き御理解と御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

そして、本年1月1日から行政書士法の一部を改正する法律（令和7年法律第65号）が施行されました。奇しくも、本年は、行政書士法（昭和26年法律第4号）が昭和26年2月22日に公布されて75周年、三四半世紀という記念すべき節目の年に、この改正法が施行されたことは、誠に喜ばしい限りです。この改正により、行政書士の使命と職責が明確となり、士業法で初めて「デジタル社会への対応」の努力義務が規定されました。また、特定行政書士の業務範囲については、行政書士が「作成することができる」官公署に提出する書類に係る許認可等に関するものに拡大したことにより、行政書士の前段階関与の有無にかかわらず、行政不服申立ての代理が可能となりました。さらに、業務の制限規定に「他人の依頼を受けいかなる名目によるかを問わず報酬を得て」の文言が加わり、その趣旨が明確になったほか、両罰規定が整備され、業務の制限規定に違反した場合、行為者のほか、その法人に対しても罰則が適用されることとなりました。

本会では、今般の法改正を受け、会則や研修制度など必要な見直しを行うとともに、法改正の趣旨を周知徹底して、会員の皆様の業務環境の整備に注力してまいります。会員の皆様におかれましても、改めて行政書士としての使命と職責を認識されるとともに、国民の利便の向上及び業務の改善進歩に努めていただきたいと存じます。

私は常日頃から、全国津々浦々に約5万4千名が遍在する行政書士が、国民の皆様にとって、不安や悩みに直面したときに最初に思い出していただける存在でありたいと願っています。そのためには「かかりつけ行政書士を全国標準にしよう！」という活動理念の下、皆様と共に強い行政書士制度を創り、地域社会の中で確かな信頼関係を築いていくことが重要です。私たち行政書士は常に時代の要請に応じて進化し、いつの時代においても国民の皆様、事業者の皆様に寄り添う存在となれるよう、今後とも皆様の御支援を賜りながら、行政書士制度の更なる発展に全力を尽くしてまいります。

本年が、災害の少ない穏やかな年となりますとともに、会員の皆様にとって実り多く飛躍の一年となりますことを心より祈念申し上げ、年頭の御挨拶といたします。

行政行政書士制度広報・非行政書士排除のための市町村訪問報告 広報部

市町村訪問の各支部詳細は次のとおりです。

【主な内容】行政書士制度PRと非行政書士窓口規制及びポスター掲示をお願いしました。

福島支部	【日 時】	①令和7年10月10日(金) 午前10時～ ②令和7年10月14日(火) 午前9時50分～
	【訪問場所】	福島市役所、二本松市役所、伊達市役所、本宮市役所、桑折町役場、国見町役場、川俣町役場、大玉村役場、福島警察署、福島北警察署、伊達警察署、二本松警察署
	【出席者】	〈企画開発部〉根本奈穂子 〈広報部〉古関崇浩 〈福島副支部長〉河原達彦、河谷元 〈福島支部理事〉紺野裕、白藤晴也
	【日 時】	令和7年10月16日(木) 午前10時30分～ ②田村地区方面 午前10時20分～
郡山支部	【訪問場所】	郡山市役所、田村市役所、三春町役場、小野町役場、各農業委員会、郡山警察署、郡山北警察署、田村警察署、小野分庁舎、県中建設事務所、県中農林事務所、仙台入国管理局郡山出張所、郡山公証役場、郡山市社会福祉協議会、郡山商工会議所
	【出席者】	〈広報部長〉高原義治 〈総務部〉高橋利知 〈郡山支部長〉笠原良夫 〈郡山副支部長〉佐藤伸弘、佐藤泰一、佐々木哲也
	【日 時】	令和7年10月16日(木) 午前9時～
	【訪問場所】	須賀川市役所、白河市役所、鏡石町役場、天栄村役場、石川町役場、玉川村役場、平田村役場、浅川町役場、古殿町役場、西郷村役場、泉崎村役場、中島村役場、矢吹町役場、棚倉町役場、矢祭町役場、塙町役場、鮫川村役場
県南支部	【郵 送】	須賀川警察署、白河警察署、石川警察署、棚倉警察署、白河公証役場、白河商工会議所、須賀川商工会議所
	【出席者】	〈副会長〉塩田仍文 〈広報部〉有賀良雄 〈県南支部長〉金澤豊 〈県南副支部長〉星野雅子 〈県南支部理事〉高久ひろ江 〈県南支部〉藤田和彦
	【日 時】	①令和7年9月29日(月) 午前8時30分～ ②令和7年10月2日(木) 午前8時30分～
	【訪問場所】	会津若松市役所、喜多方市役所、会津坂下町役場、北塙原村役場、西会津町役場、猪苗代町役場、湯川村役場、柳津町役場、三島町役場、金山町役場、昭和村役場、会津美里町役場、下郷町役場、只見町役場、南会津町役場、会津若松警察署、会津美里分庁舎、猪苗代警察署、喜多方警察署、会津坂下警察署、南会津警察署、会津若松公証役場、会津若松建設事務所、喜多方建設事務所、南会津建設事務所、会津地方振興局、南会津地方振興局
会津支部	【郵 送】	磐梯町役場、磐梯町農業委員会、檜枝岐村役場、檜枝岐村農業委員会、会津農林事務所、会津若松市社会福祉協議会、喜多方市社会福祉協議会、会津若松商工会議所、会津喜多方商工会議所、会津若松地方広域市町村圏整備組合消防本部
	【出席者】	〈広報部〉川島一紀 〈会津副支部長〉星明人、小澤千春
	【日 時】	令和7年10月28日(火) 午前10時～
	【訪問場所】	いわき市役所、いわき市農業委員会、いわき地方振興局、いわき建設事務所、いわき農林事務所、いわき公証役場、いわき市社会福祉協議会、いわき商工会議所、福島民報社いわき支社、福島民友新聞社いわき支社、いわき民報社
いわき支部	【郵 送】	いわき中央警察署、いわき東警察署、いわき南警察署 いわき自動車検査登録事務所、いわき市保健所
	【出席者】	〈副会長〉安藤強 〈いわき支部長〉遠藤孝則 〈いわき副支部長〉村崎能文
	【日 時】	令和7年10月14日(火) 午前9時40分～
	【訪問場所】	相馬市役所、南相馬市役所、南相馬警察署、相馬警察署、双葉警察署、相馬公証役場、相双建設事務所、相双農林事務所
相双支部	【郵 送】	広野町役場、檜葉町役場、大熊町役場、浪江町役場、新地町役場、双葉町役場、富岡町役場、飯舘村役場、川内村役場、葛尾村役場、各農業委員会(大熊町・双葉町除く)
	【出席者】	〈企画開発部〉青田義仁 〈広報部副部長〉藤巻計 〈相双支部副支部長〉菊地三起郎 〈相双支部〉佐藤雄一郎



10月9日に電話無料相談会を開催しました

広報部

行政書士制度広報月間事業活動の一環として「電話無料相談会」を10月9日(木)午前9時30分から午後4時まで本会事務局で実施し、相続5件、遺言1件、土地関係1件、農転1件、その他1件、合計9件の相談がありました。

福島民報社、福島民友新聞社を訪問して報道のお願いをした他、他のマスコミには事業内容を郵送して告知をお願いしました。また、県内の市町村、郡山市内の公民館、公共機関等に対しても郵送で広報のお願いをしました。

なお、行政書士制度広報月間事業活動として9月に会津支部、10月に5支部が市町村等を回って行政書士制度のPRを行ないました。



広報部からのお知らせ

「女性行政書士による女性のための無料相談会」を開催

今年度も行政書士記念日事業として「女性行政書士による女性のための無料相談会」を下記日程で開催する予定ですので、お知らせいたします。

日 時 令和8年2月21日(土)

午前11時～午後4時

場 所 福島県行政書士会館 1階 「相談室1・相談室2他」

相談対象者 女性に限る

相談内容 相続・遺言・家族間・夫婦間・パートナー間のお悩み

老人介護・消費者契約・会社の経営等

令和7年度 新入会員研修会報告

[報告者] 総務部長 村崎 能文

本年度の新入会員研修会は10月2日(木)、3日(金)本会会議室において、集合研修31名、WEB研修6名、計37名の新人会員の参加を得て開催しました。当研修会は、会則第48条の2第2項「個人会員は、…その資質の向上をはかるため、本会…が行う研修を受けるよう努めなければならない。」及び研修規則第3条第2項に基づき、例年「入会者のために、本会の組織、当面の問題点や広範な業務を分かりやすく、実務経験を踏まえての研修」として企画し、実施したもので、科目及び講師は下表の通り12科目でした。

受講者には、多忙の中、時間を割いて本研修に出席いただきました。

講義は、県総務部文書法務課職員による行政書士法に始まり、事務所経営に関するもの、農地、建設業・環境、交通・運輸、民事、企業経営支援、国際涉外、成年後見など実務に直結した基本的な事項や手順・問題点・方策などについての講義と、行政書士として基本となる会則・本会の組織、政治連盟、職務上請求書の作成に関するものでした。

受講者より「幅広い分野を学ぶことができた」、「行政書士の役割について理解を深めることができた」、「登録が同期の会員らと交流を持てる機会となり大変良かった」、「もっと詳しく聞きたかった」等の感想が出されました。

本研修の所期の目的は、達成できたものと思われます。

福島県総務部文書法務課の新野拓矢様はじめ各講師の皆様には、お忙しいところご協力を頂きありがとうございました。



科目・講師一覧表

▶ 1日目

研修科目	担当・講師
①行政書士法について (講義時間) 11:00～11:30	福島県総務部文書法務課 主任主査 新野拓矢 様
②会則・本会組織・事業について (講義時間) 11:40～12:20	総務部長 村崎能文
③行政書士政治連盟について (講義時間) 12:20～12:35	福島県行政書士政治連盟 会長 河原達彦
④職務上請求書について (講義時間) 13:25～14:15	名誉会長 鵜沼理人
⑤事務所経営と報酬額について (講義時間) 14:15～14:45	副会長 馬場悦之進
⑥農地関係と実務経験談 (講義時間) 14:55～15:45	企画開発部業務専門委員会 農地・土地利用委員会 委員長 柳沼憲一
⑦建設業・環境関係と実務経験談 (講義時間) 15:45～16:35	企画開発部業務専門委員会 建設・環境委員会 委員長 根本重朋

▶ 2日目

研修科目	担当・講師
⑧交通・運輸関係と 実務経験談 (講義時間) 10:00～10:50	企画開発部業務専門委員会 運輸交通委員会 委員長 菅原弓弦
⑨民事関係と実務経験談 (講義時間) 10:50～11:40	企画開発部業務専門委員会 市民法務委員会 委員長 中村賢治
⑩企業経営支援関係と 実務経験談 (講義時間) 12:30～13:20	企画開発部業務専門委員会 企業支援委員会 委員長 大内政雄
⑪国際涉外関係と 実務経験談 (講義時間) 13:20～14:10	企画開発部業務専門委員会 国際業務委員会 委員長 星野雅子
⑫成年後見について (講義時間) 14:20～15:00	公益社団法人 コスモス成年後見 サポートセンター 福島県支部 副支部長 武良圭子

特集記事

福島県水源地域保全条例が、 令和8年2月1日から施行されます。

農地・土地利用委員長 柳沼憲一

水源を涵養する豊かな森林及び水環境を保全し、もって健全な水循環の維持に寄与することを目的とする福島県水源地域保全条例(以下「条例」という。)が制定されました。

条例では、水源地域を指定し、水源地域内における土地売買等の事前届出制度及び立入調査等制度が令和8年2月1日から施行されます。

指定した水源地域では、土地売買等を行う土地の売主・貸主は、契約前に県に届出をすることとなります。

〈届出対象〉

令和8年3月15日以降に、水源地域内の土地について、
所有権、地上権、地役権、賃借権、使用賃借による権利を
移転・設定する契約

詳しくは、福島県の
ホームページをご覧ください▶



「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を 改正する法律」の改正規定が完全施行されました。

建設・環境委員 佐藤 亮

第213回国会において成立した建設業法等の一部改正規定が、12月12日の改正で完全施行となりました。

主な内容として、建設業法第20条が改正され、元請・下請業者が見積書に記載した材料費等の額について、発注者が「通常必要と認められる費用の額」を著しく下回る金額に変更をした上で請負契約を締結した場合、国土交通大臣等の勧告対象になることが定められました。なお、政令により、当該請負契約に係る建設工事を施工するために「通常必要と認められる費用の額」の下限については、500万円(建築一式工事である場合においては1,500万円)と建設業法施行令に定められました。

主な実効性確保策として、中央建設業審議会が作成した「労務費に関する基準」に基づき、次のものが実施されます。

- 専門工事業者に向けた労務費等を内訳明示した見積書の様式例及びその記載要領(「書き方ガイド」)を提示
- 経営事項審査における「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」の導入
- 建設Gメンによる調査等の実施
- CCUSレベル別年収支払いの促進
- 国土交通省による悪質事業者の公表

上記は一部抜粋のため、詳しくは国土交通省ホームページの「ホーム > 政策・仕事 > 審議会・委員会等 > 中央建設業審議会(令和7年12月2日開催)配付資料」からリンクをたどりご確認ください。

令和7年度の運輸交通に関する大きな動き

運輸交通委員長 鵜沼理人

1. 行政手続のオンライン申請が、自動車運送事業についても始まりました。

令和7年12月1日より、本格的なオンライン申請の運用を開始し、令和8年4月頃開始予定の手続きを含め、合計137手続きについて、申請のオンライン化を実現します。

詳細は〈国土交通省のHP〉 https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk3_000132.html

2. 一般貨物自動車運送事業許可に更新制度が導入されることになりました。

令和7年6月4日、参議院本会議において「貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案」が可決・成立しました。

この法改正により、一般貨物自動車運送事業に5年ごとの許可更新制度が導入されることになりました。

同年6月11日に公布され(令和7年法律第60号)、公布から3年以内に施行される予定(令和10年6月まで)です。施行日が決まり次第、改めてお知らせいたします。

特集記事

【共同親権】令和6年 民法改正と市民法務の役割

市民法務委員長 中村賢治

令和6年に成立した民法改正により、離婚後の「共同親権」が新たな選択肢として導入され、令和8年4月の施行が予定されています。父母が協力して子を養育できる場合に共同親権を選べる一方、DVや虐待、強い対立がある場合には認められず、子の安全確保が明確に位置付けられました。

また、教育や医療といった重要事項は双方の合意を要するとされ、離婚時に確認すべき点は増えることが見込まれます。制度への関心は高く、誤解も生じやすいことから、市民相談でも関連する質問が増える可能性があります。正確な制度理解を支える情報提供を通じ、地域の家族法務を下支えしていくことが、市民法務としての重要な役割になるとを考えます。

「事業承継の最新情報と行政書士のかかわり方」

研修会を受けての関連情報提供のお知らせ

企業支援委員長 大内政雄

令和7年12月8日(月)に開催いたしました「事業承継の最新情報と行政書士のかかわり方」の研修会関連する情報について、下記にお知らせします。

日行連サイトでも「事業承継支援」は行政書士業務のひとつと明記されており、中小企業の事業承継はM&A件数が増加する中で、行政書士の専門性が求められています。

特に私たち行政書士は以下の三つの柱で事業継続に不可欠な役割を果たします。

1. 事業継続の生命線である許認可の承継手続き
2. 公的支援の実行役として申請と計画作成のサポート
3. M&A成功の鍵である「経営統合」の法務・調整役

行政書士の予防法務の視点と申請業務の専門性は、事業承継という社会インフラを支える上で欠かせません。この成長分野で、地域経済の持続的発展に貢献しましょう。

【参考とするサイト】

福島県事業承継・引継ぎ支援センター <https://fukushima-hikitsugi.go.jp/>

中小企業庁「事業承継」 <https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/index.html>

中小機構 事業承継ポータル <https://jsf.smrj.go.jp/>

日本政策金融公庫 事業承継マッチング支援 <https://www.jfc.go.jp/n/finance/jigyosyokei/matching/>

法人版事業承継税制(特例措置)について https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/enkatsu_zouyou_souzoku.html

(法人版事業承継税制(特例措置)については、2026年3月31日までに特例承継計画を都道府県庁に提出し確認を受けることにより、その後相続、贈与(契約書)、報告書の作成依頼が来ることが予測されます。)

政府は「出入国管理及び難民認定法」の

様々な改正を検討しています

国際業務委員長 星野雅子

1. 在留資格「経営・管理」に係る上陸基準省令等の改正(令和7年10月16日施行)。

- ①1人以上の常勤職員の雇用が必要 ②資本金は3,000万円以上 ③申請者又は常勤職員は相当程度の日本語能力を有する必要 ④申請者は、申請に係る用務に必要な技術又は知識に係る分野の博士、修士若しくは専門職の学位を取得していること、または3年以上の経験が必要 ⑤事業計画書について、経営に関する専門的な知識を有する者の確認の義務付け 等(出入国在留管理庁ホームページをご確認ください)

2. 入国前結核スクリーニングの開始(令和7年9月1日より)

申請の際に「結核非発症証明書」を添付する必要有

〈対象国〉フィリピン・ベトナム・インドネシア・ネパール・ミャンマー・中国

健診は、日本政府があらかじめ指定した指定検診医療機関で受診(※厚生労働省の特設サイトをご確認ください)

3. 在留手続き手数料大幅値上げ検討(令和8年通常国会提出方向)

現在6千円 → 3~4万円 永住許可申請1万円 → 10万円以上

(⇒ 外国人の受け入れ数を制限 ⇒ 増収分は不法滞在者強制送還費用に)

————令和7年度 臨時理事会報告————

〈開催日時〉 令和7年5月23日(金) 午前11時～正午
〈開催場所〉 福島県行政書士会館2階 本会会議室
〈出席者数〉 18名 〈欠席者数〉 2名

【議 案】

〈第1号議案〉 会員の処分について〈可決承認〉

————令和7年度「第3回 理事会報告」————

〈開催日時〉 令和7年9月26日(金) 午後1時30分～午後4時
〈開催場所〉 福島県行政書士会館2階 本会会議室 及びWeb会議
〈出席者数〉 21名 〈欠席者数〉 1名

【議 案】

〈第1号議案〉 福島県行政書士会非行政書士排除委員会規則の一部改正(案)について〈可決承認〉
〈第2号議案〉 福島県行政書士会総合相談センター規則の一部改正 (案) について 〈可決承認〉

【報告事項】

- ① 令和7年度 会費納入状況及び予算執行状況について
- ② (総務・経理・企画開発・広報) 部の事業進捗状況について
- ③ 東北地方協議会関係について ④ 日行連関係について
- ⑤ 令和7年度 行政書士試験について ⑥ その他

【協議事項】

- ① 各部の今後の事業活動について ② 会員親睦行事について (新年賀詞交歓会)
- ③ 福島県行政書士会市民対応規則の一部改正 (案) について
- ④ 会費の値上げについて ⑤ その他

————令和7年度「第4回 理事会報告」————

〈開催日時〉 令和7年12月19日(金) 午後1時～午後4時
〈開催場所〉 福島県行政書士会館2階 本会会議室 及びweb会議
〈出席者数〉 20名 〈欠席者数〉 2名

【議 案】

- 〈第1号議案〉 令和8年度 定時総会日時・場所について 〈可決承認〉
〈第2号議案〉 会費値上げについて 〈可決承認〉
 - ・福島県行政書士会会則の一部改正案 〈可決承認〉
 - ・福島県行政書士会互助規則の一部改正案 〈可決承認〉
〈第3号議案〉 総会会場の固定について 〈可決承認〉 ※補足 総会会場 → 総会開催地
〈第4号議案〉 一般倫理研修の処分の延期について 〈可決承認〉
〈第5号議案〉 福島県行政書士会手数料徴収規程の一部改正について 〈可決承認〉

【報告事項】

- ① 令和7年度 会費納入状況報告及び予算執行状況について
- ② (総務・経理・企画開発・広報) 部の事業進捗状況について
- ③ 新年賀詞交歓会について ④ 令和7年度 行政書士試験について
- ⑤ 東北地方協議会関係について ⑥ 日行連関係について
- ⑦ 関係「士」業懇談会について ⑧ その他

【協議事項】

- ① 来年度の事業計画並びに予算計画の基本的な方針について
- ② その他

令和7年度 第2回「支部協議会報告」

支部協議会議長 笠原良夫

支部協議会が下記のとおり開催されましたので、報告いたします。

〈日 時〉 令和7年12月12日(金) 午後1時から午後2時まで

〈場 所〉 本会会議室1・2及びZoom

〈出席者〉 支部協議会構成員(各支部長:5名 支部長代理:1名)

オブザーバー:会長、馬場副会長、塩田副会長(副会長1名支部長兼務)

【協議事項】

① 支部と本会事業の総合調整について

各支部長より、市町村訪問、支部の研修会や相談会、広報活動、支部会費の改定等について報告があった。

② 各支部の意見・要望について

本会定時総会の開催地の固定化、行政書士法改正に伴う役所関係への働きかけ、新規登録申請者の会費等の納入方法の統一化、変更や補助者設置等に係る手数料の納入方法、会員名簿の記載事項(メールアドレス)について要望があった。

③ その他 … 特になし

【報告事項】

① 本会の事業報告について

会長より、新年賀詞交歓会の申込状況等について報告があった。

② 令和7年度会費の納入状況について … 会長より、資料に基づき報告があった。

③ 行政書士試験について … 会長より、資料に基づき報告があった。

④ 年末年始の事務局閉局時の計報等の扱いについて

会長より、事務局閉局時の計報等の取扱いについて説明があった。

⑤ その他

会長より、1月23日に開催される日行連の賀詞交歓会の参加人員について、法改正の研修について、福島支部において2月6日に行うこと、東北地協でも行う予定であること等、報告があった。



運輸交通委員会委員の補充について

運輸交通委員会委員長の辞任に伴い、理事会書面決議(会則第37条)により、新たに鵜沼理人会員が運輸交通委員会委員長に選任されましたので、お知らせいたします。



令和7年度 行政書士試験報告

試験場責任者 菅野亞矢子

令和7年度行政書士試験が11月9日(日) 午後1時より日本大学工学部を会場に行われました。福島会場における今年度受験申込者は557名、当日受験者は455名でした。合格発表は令和8年1月28日(水)です。

試験監督員28名、本部員14名については、多忙なところお引き受けいただきまして誠にありがとうございました。おかげ様をもちまして無事に終了することができました。

尚、来年度の試験は令和8年11月8日(日)実施です。来年度の試験へのご協力もよろしくお願い申し上げます。



広報部からのお知らせ

定時総会へ行こう！

日 時 令和8年5月29日(金) 午前11時~

場 所 穴原温泉「吉川屋」 (福島市飯坂町湯野字新湯6)

〈総会の要件〉

- 第30条 総会には、個人会員の3分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。この場合において、第32条に定める手続を行った者は、会議に出席したものとみなす。
- 2 総会の議事は、この会則に別段の定めがある場合のほか、出席した個人会員の議決権の過半数で議決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 総会の議事について特別の利害関係を有する者は、議決権を行使することができない。この場合の議決権の数は、前項の議決権の数に算入しない。

〈議 決 権〉

- 第31条 個人会員は、1個の議決権を有する。

〈書面による議決権の行使〉

- 第32条 個人会員は、総会に出席することができないときは、書面により出席する個人会員に委任して議決権を行使し、又はあらかじめ議案について賛否の意見を明らかにした書面により表決することができる。

経理部からのお知らせ

経理部長 小澤千春

会費改定について

平素より福島県行政書士会の活動にご理解とご支援を賜り、心より御礼申し上げます。

このたび本会では、会費改定の必要性について検討を進めております。その発端となったのは、日行連において令和9年度より年額6,000円の会費改定が決定されたことによります。この決定に伴い、本会が日行連へ拠出する負担金および支部への交付金が増加する見込みとなっており、本会の運営にも影響が避けられないことから、本会としても会費制度の見直しが必要な状況となっております。

また、近年の物価高に伴い、事務関連費や情報提供体制の維持に要する費用など、運営コスト全般が上昇しております。これまで経費削減や業務効率化に努め、現行会費の範囲内での事業継続を図ってまいりましたが、負担金増額と諸経費の高騰が重なる中、現行の会費水準では、安定した事業運営および会員サービスの維持・向上が困難になりつつあります。

現在、具体的な改定額につきましては、収支状況と今後の事業計画を踏まえながら精査しており、最終的な判断は、今後開催する理事会において承認を得たうえで決定する予定です。詳細が固まり次第、あらためて会員の皆様へご報告申し上げます。

会員の皆様にはご負担をおかけすることとなり誠に恐縮ではございますが、本会としては引き続き丁寧な情報提供に努め、ご理解を賜れますようお願い申し上げます。

会員の動き

新入会員の紹介 (令和7年10月1日～令和7年12月15日登録者)

 <p>氏名 井田博文 所属支部 福島支部 登録番号 第86140145号 会員番号 第2671号 入会年月日 令和7年10月1日 事務所 福島市鎌田字舟戸6番地の1 電話番号 090-1534-4515</p>	 <p>氏名 成内雄太 所属支部 県南支部 登録番号 第2505648号 会員番号 第2672号 入会年月日 令和7年10月2日 事務所 須賀川市大袋町181番地1 電話番号 0248-76-3355</p>
 <p>氏名 古谷一位 所属支部 福島支部 登録番号 第2505855号 会員番号 第2673号 入会年月日 令和7年10月15日 事務所 福島市丸子字富塚34番地の6 電話番号 024-563-3022</p>	 <p>氏名 阿部真吾 所属支部 福島支部 登録番号 第25056157号 会員番号 第2674号 入会年月日 令和7年11月1日 事務所 福島市北沢又字清水2番地15 電話番号 024-557-0285</p>
 <p>氏名 鈴木千佳史 所属支部 福島支部 登録番号 第25056353号 会員番号 第2675号 入会年月日 令和7年11月15日 事務所 本宮市仁井田字村山3番地173 電話番号 0243-34-5108</p>	 <p>氏名 紺野博宣 所属支部 福島支部 登録番号 第25056354号 会員番号 第2676号 入会年月日 令和7年11月15日 事務所 福島市八島田字琵琶渕43番地 電話番号 024-572-3061</p>
 <p>氏名 石澤雄吉 所属支部 郡山支部 登録番号 第25056355号 会員番号 第2677号 入会年月日 令和7年11月15日 事務所 郡山市日和田町字堀込28番地の5 電話番号 024-958-3663</p>	 <p>氏名 栗城佳子 所属支部 会津支部 登録番号 第25056626号 会員番号 第2678号 入会年月日 令和7年12月1日 事務所 会津若松市東栄町1番60号 幸和ビル1F 2号 電話番号 0242-85-8436</p>
 <p>氏名 八巻裕希 所属支部 福島支部 登録番号 第25057005号 会員番号 第2679号 入会年月日 令和7年12月15日 事務所 伊達市梁川町桜町126 ブルーム302 電話番号 090-5237-8817</p>	

変更届 (会員より下記の届出がありました。)

個人会員	会員番号	氏名	変更後
	2613	井上宗 (郡山支部)	(郵便番号) 963-8002 (事務所所在地) 郡山市駅前一丁目7番6号 エリート28ビル1階
	2188	小柳満 (会津支部)	(郵便番号) 965-0828 (事務所所在地) 会津若松市門田町大字面川字根岸西10番地
	2617	村澤丈児 (郡山支部)	(郵便番号) 963-8001 (事務所所在地) 郡山市大町一丁目6番13号 (兼業の略) 社
	2524	佐藤司 (郡山支部)	(事務所の名称) ベストファーム行政書士法人 郡山事務所 (郵便番号) 963-0107 (事務所所在地) 郡山市安積三丁目101番地 (電話番号) 024-937-3060 (FAX番号) 024-937-3061

法人会員	支部	法人番号	法 人 名	変 更 後	
	郡山	2112203	行政書士法人 南東北事務所 郡山支店	従たる事務所 の移転	(郵便番号) 960-8002 (事務所所在地) 郡山市駅前一丁目 7 番 6 号 エリート 28 ビル 1 階

退会者

支部名	会員番号	氏 名	事務所所在地	退会年月日
郡山支部	1918	大竹 正敏	郡山市喜久田町字双又 30 番地の 14	令和 7 年 10 月 31 日
県南支部	1984	新井 実	須賀川市大袋町 181 番地 1	令和 7 年 10 月 31 日
郡山支部	2286	松枝 智之	郡山市朝日二丁目 23-10 渡部ハイツ 3	令和 7 年 11 月 28 日
福島支部	2411	鈴木 昭善	二本松市油井字道田 50 番地 7	令和 7 年 11 月 30 日
郡山支部	2067	若松 謙 維	郡山市清水台二丁目 6 番 18 号グリーンウッド郡山 601 号	令和 7 年 11 月 30 日
いわき支部	2122	根本 勝 祐	いわき市内郷高坂町砂子田 94 番地	令和 7 年 12 月 31 日

訃報 (謹んでご冥福をお祈りいたします)

福島支部	461	伊藤直則	令和 7 年 9 月 10 日 (逝去)
いわき支部	531	渡辺幸二	令和 7 年 11 月 18 日 (逝去)

会務日誌

9月

10日(水)	受託業務に関する説明会 東北地方協議会会長会・業務開発委員会
12日(金)	第4回 部長会
17日(水)	総合相談センター無料相談日
18日(木)	日行連会長会
19日(金)	丁種封印実績確認
22日(月)	職務上請求書確認審査
24日(水)	総合相談センター無料相談日
25日(木)	本会研修会、管轄出入国在留管理局訪問
26日(金)	第3回 理事会
29日(月)	行政書士制度広報・非行政書士排除のための市町村挨拶まわり (以下「市町村挨拶まわり」) (会津支部)
30日(火)	コスモス成年後見サポートセンター福島県支部第13期定時総会、 特定再生資源物の屋外保管の適正化に係る打合せ

10月

1日(水)	総合相談センター無料相談日
2日(木)	新入会員研修会、市町村挨拶まわり (会津支部)
3日(金)	新入会員研修会
5日(日)	調停スキル研修 (初級)
6日(月)	職務上請求書確認審査
7日(火)	特定再生資源物の屋外保管の適正化に係る説明会打合せ
8日(水)	総合相談センター無料相談日
9日(木)	行政書士電話相談会、特定行政書士法定研修会打合せ
10日(金)	市町村挨拶まわり (福島支部)
14日(火)	市町村挨拶まわり (福島・相双支部)
15日(水)	総合相談センター無料相談日
16日(木)	市町村挨拶まわり (郡山・県南支部)
17日(金)	経理部会
19日(日)	特定行政書士法定研修会
20日(月)	職務上請求書確認審査、丁種封印会員指定研修、 丁種封印登録希望者研修
21日(火)	登録証交付式
22日(水)	丁種封印会員指定研修 (伝達)、総合相談センター無料相談日
23日(木)	丁種封印実績確認、本会研修会
24日(金)	本会研修会、日行連と東北地協との連絡会
27日(月)	綱紀委員会
28日(火)	市町村挨拶まわり (いわき支部)、登録証交付式
29日(水)	総合相談センター無料相談日、行政書士 ADR センターの運営に関する意見交換会及び行政書士 ADR センター宮城「候補者の能力等の向上のための研修」 法テラス福島副所長来訪
31日(金)	ADR 研修

11月

4日(火)	福島県特定再生資源物の屋外保管の適正化に関する 条例説明会、研修会用配信機材準備
5日(水)	〃
6日(木)	福島県特定再生資源物の屋外保管の適正化に関する 条例説明会
7日(金)	令和7年度 行政書士試験事前準備
8日(土)	令和7年度 行政書士試験
9日(日)	経理部会
10日(月)	本会研修会、登録証交付式
11日(火)	総合相談センター無料相談日、編集会議
12日(水)	本会研修会、ADR センター運営委員会打合、 県企画調整部土地水対策室来訪
13日(木)	本会研修会、 ふくしまソーシャルビジネス支援ネットワーク会議
14日(金)	総務部会
18日(火)	ADR 研修
19日(水)	総合相談センター無料相談日
20日(木)	職務上請求書確認審査
21日(金)	丁種封印実績確認、研修会用配信機材準備
22日(土)	ADR 研修
23日(日)	登録証交付式
27日(木)	経理部長執務
28日(金)	企画開発部会、本会研修会

12月

1日(月)	ADR 研修
3日(水)	上半期会計監査
5日(金)	職務上請求書確認審査
8日(月)	本会研修会、登録証交付式
9日(火)	日行連消防関係の業務に関する全国担当者会議
12日(金)	第5回 部長会、第2回支部協議会
15日(月)	第40回 関係「士」業懇談会
17日(水)	校正会議、総合相談センター無料相談日
19日(金)	各部会、第4回理事会、全国事務局長連絡会
22日(月)	丁種封印実績確認、職務上請求書確認審査
24日(水)	総合相談センター無料相談日
29日(月)～ 1月2日(金)	年末・年始休み (事務局閉局)

福島県行政書士会で チラシ、フライヤーを作成しました

広報部にてこの度チラシ、フライヤーを作成いたしました。10月の行政書士広報月間で官公庁・市町村訪問をした際に訪問先にチラシ・フライヤーをお渡ししてきました。官公庁・市町村の窓口など、目につくところに置かれることになると思います。

会員の皆様の活動の一助になればと思います。

そうだ! 行政書士に相談しよう!

行政書士

暮らしの手続き

福島県内各地で無料相談会 開催

暮らしの手続き ビジネスの手続き

総合相談センター 予約受付 024-973-7162

行政書士がお役に立ちます!

外国人の在留・就労のための手続き

法人設立の手続き

各種許認可申請

中小企業支援

著作権に関する登録申請など

行政への不服申立手続きなど

お近くの行政書士事務所へご相談ください。

福島県行政書士会

〒963-8877 福島県郡山市堂前町10番10号 TEL. 024-973-7161 https://fukushima-gyosei.jp/



スマホから研修の申込みができます！

福島県行政書士会では、令和8年2月から研修会の申込みを申込フォームからできるようにします。

「研修会のお知らせ」には、申込フォームのURLとQRコード、FAX番号を掲載し、メールアドレスの掲載を止め、メールでの受付を止めます。

テストフォームを設けましたので、ご自由に送信してみて下さい。

(令和8年1月末まで)

〈URL〉 <https://forms.office.com/r/F5QeLCP407>

各規則の改正について

総務部長 村崎能文

去る令和7年6月26日開催の理事会において「福島県行政書士会旅費規則」の一部改正が可決承認されました。

また、令和7年9月26日開催の理事会において「福島県行政書士会非行政書士排除委員会規則」、「福島県行政書士会総合相談センター規則」の一部改正が可決承認されましたので、お知らせいたします。

福島県行政書士会旅費規則 新旧対照表

改 正	現 行
(運賃・料金の支給等)	(運賃・料金の支給等)
第9条 (1項) (略) 2 (略) 3 (略) 4 車賃は、陸路交通機関の存在しない区間を出張した場合において全路程を通算して計算し、1キロメートルにつき20円を支給する。路程に1キロメートル未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。ただし、駐車料金は近隣の駐車料金を考慮して適切な額を支給する。	第9条 (1項) (略) 2 (略) 3 (略) 4 車賃は、陸路交通機関の存在しない区間を出張した場合において全路程を通算して計算し、1キロメートルにつき15円を支給する。路程に1キロメートル未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。ただし、駐車料金は支給しない。
(日当・宿泊費の額) 第10条 日当は、日数に応じて、宿泊費は泊数に応じて次の通り支給する。 日 当 (1日) 7,000円 宿泊費 (県内) 12,000円 (朝食・夕食を含む) (県外) 20,000円 (　　〃　　) 2 (略)	(日当・宿泊費の額) 第10条 日当は、日数に応じて、宿泊費は泊数に応じて次の通り支給する。 日 当 (1日) 7,000円 宿泊費 (県内) 12,000円 (朝食・夕食を含む) (県外) 15,000円 (　　〃　　) 2 (略)
附則 1 この規則は、令和7年6月26日から施行する。	

福島県行政書士会非行政書士排除委員会規則 新旧対照表

改 正	現 行
(市民窓口)	(市民窓口)
第2条 (略) 2 前項の通報は、非行政書士についての通報用紙(様式福非行第1号)に記載し、所属支部長を経由して行うものとする。 3 会員から前項の通報を受けた支部長は、会長に提出するにあたっては、これに非行政書士行為についての通報に関する支部長としての意見書(様式福非行第2号)を添えるものとする。 4 会長は、第1項の通報並びに前項の意見について副会長に諮り、相当と認めるときは、諮問書(様式福非行第3号)により委員会に諮問するものとする。	第2条 (略) 2 前項の通報は、非行政書士についての通報用紙(様式福第1号)に記載し、所属支部長を経由して行うものとする。 3 会員から前項の通報を受けた支部長は、会長に提出するにあたっては、これに非行政書士行為についての通報に関する支部長としての意見書(様式福第2号)を添えるものとする。 4 会長は、第1項の通報並びに前項の意見について副会長に諮り、相当と認めるときは、諮問書(様式福第3号)により委員会に諮問するものとする。
(報告義務) 第8条 委員会は、第3条に規定する職務を行い、委員会に置いて議決した事項を速やかに会長に報告(様式福非行第4号)しなければならない。	(報告義務) 第8条 委員会は、第3条に規定する職務を行い、委員会に置いて議決した事項を速やかに会長に報告(様式福第4号)しなければならない。
附則 1 この規則は、令和7年9月26日から施行する。	

※紙面スペースの都合により、様式福非行第1号から第4号の様式につきましては、本会HP会員専用ページ「様式集」に掲載しておりますのでご覧ください。

福島県行政書士会総合相談センター規則の一部改正について

様式第2号、様式第3号、様式第4号 …………… 受付年月日、相談の日時、年度から「平成」の文言を削除
様式第2号、様式第4号 …………… 相談者関係「相談の主訴」→「相談の内容」に変更

お知らせ

年度末における登録抹消届出書の取り扱いについて (本年度末限りで退会される方へ)

[書類締切日] 令和8年3月30日(月) 正午までに支部を経由して本会へ全ての書類が揃った状態で原本到着していること

令和8年3月30日(月) 正午までに本会が申請書原本を受付し、日行連に3月31日(火) 正午までに書類が到着したものは、3月分として処理されます。(令和7年度分登録抹消届出終了)
※全ての書類が揃っていること。

なお、3月31日(火) 正午以降の日行連受付分は令和8年4月分として処理され、新年度の会費が発生しますのでご注意下さい。

郵便事情等で、本会経由日行連への進達が遅れた場合、上記のように処理されますので、3月中旬頃まで、支部経由で本会事務局まで書類を送付下さいようお願いいたします。

年度末における 変更登録申請の 取り扱いについて

下記のとおり処理されますので、お知らせいたします。

変更登録申請 → 3月4日(水)以降 日行連受理 → 4月分

単位会変更 → 3月23日(月) 正午まで 日行連受理 → 4月1日付変更

※詳細は、事務局までお問い合わせ下さい。

申請取次行政書士(届出済行政書士)の皆さまへ

申請取次実績報告書の提出について

申請取次行政書士管理委員会

毎年1月末日までに、申請取次実績報告書を提出していただくことになっておりますのでお知らせいたします。(令和7年1月から12月までの取扱い件数を報告)

提出先 本会事務局

提出期限 令和8年1月末日迄

問い合わせ 本会事務局 TEL.024-973-7161

様式は本会HP／会員専用ページ／様式集に掲載

補助者の勤務状況報告書の提出について

福島県行政書士会補助者規則第20条により、令和7年2月末日までに補助者の勤務状況報告書を提出することになっておりますので、お知らせ致します。(令和7年1月から12月までの勤務状況を報告)

提出先 本会事務局

提出期限 令和8年2月末日迄

問い合わせ 本会事務局 TEL.024-973-7161

様式は本会HP／会員専用ページ／様式集に掲載

編集後記

広報部長 高原義治

あけましておめでとうございます。今年は午年、年賀切手の110円に三春駒が描かれていて、切手の三春駒が年始、全国を飛び回ってるようです。

午年だけに何事もウマいき、皆様の飛躍の年になりますようお祈り申し上げます。広報の担当として今年もよろしくお願ひいたします。

広報副部長 藤巻 計

明けましておめでとうございます。会員の皆様のご健康とご多幸を心よりお祈り申し上げます。本年もよろしくお願ひいたします。今年は行政書士法の改正とともに行政書士全体が飛躍する1年になることを、広報活動を通して目指していきたいと思います。

広報部 古閑崇浩

2025年は各地で熊の出没が相次いだり、年末には青森方面で大きな地震が発生いたしましたが、2026年は平穏な1年でありますように、そして会員の皆様におかれましては健康に気をつけて1年をお過ごしください。

広報部 有賀良雄

明けましておめでとうございます。会員の皆様におかれまして実り多くすべてが馬く更なる飛躍する午年でありますよう心からお祈り申し上げます。

広報部 川島一紀

新年あけましておめでとうございます。本年も会員の皆様にとって幸多き年でありますように祈念いたします。

広報部員としてあと一年余、任を全うすべく精励する所存ですので引き続きよろしくお願ひいたします。

表紙タイトル文字「行政ふくしま」 郡山支部 渡辺金治 会員

写真説明 表 紙：「情熱の午（うま）」

写真提供：副会長 安藤 強

コメント 60年に一度の丙午（ひのえうま）、情熱と勢いの年が来たー！

福島県行政書士会会報 「行政ふくしま」 No.148

発行日 令和8年1月

発行所 福島県行政書士会

〒963-8877 郡山市堂前町10番10号

TEL(024)973-7161 FAX(024)973-7174

ホームページ <https://www.fukushima-gyosei.jp>

メールアドレス info@fukushima-gyosei.jp

発行者 河原 達彦

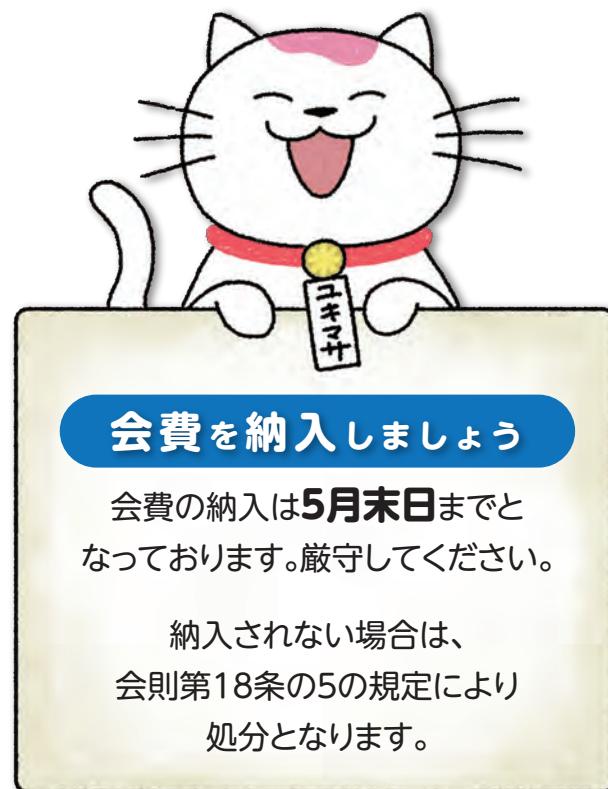
編集委員 広報部長：高原 義治 広報副部長：藤巻 計

広報部：古閑 崇浩 有賀 良雄 川島 一紀

印刷所 株式会社ヨシダコーポレーション

〒963-0724 福島県郡山市田村町上行合字北川田22-1

TEL(024)942-0005(代) FAX(024)942-2233



会費を納入しましょう

会費の納入は**5月末日**までと
なっております。厳守してください。

納入されない場合は、
会則第18条の5の規定により
処分となります。



大草原を駆ける！（写真提供：副会長 安藤 強）